

宅地造成又は特定盛土等の工事完了検査前の
建築物の建築着手届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住所
申請者
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、同法第 17 条第 1 項又は第 36 条第 1 項に規定する工事完了の検査前に、建築物の建築を着手する必要がありますので、理由書及び誓約書等の添付書類を添えて次のとおり届け出ます。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可年月日及び番号	年 月 日付け大阪府指令 第 号		
建築物の敷地の所在及び地番			
予定建築物の用途	敷地面積	.	m ²
	建築面積	.	m ²
	延床面積	.	m ²
理由	別添理由書のとおり		

代理人 氏名・住所	電話 ()
--------------	--------

大阪府受付欄	市町村経由欄

(添付書類)

- ・ 計画配置
- ・ 誓約書
- ・ 工程表
- ・ 建築物基礎断面図
- ・ 建築物平面図
- ・ 建築物断面図

(宅地造成又は特定盛土等の工事完了検査前の建築物の建築着手届出書添付用)

誓 約 書

年 月 日

大阪府知事 様

住所

申請者

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

建築物の建築の工事完了前には、宅地造成及び特定盛土等規制法第 17 条第 1 項又は第 36 条第 1 項に基づく工事完了の検査を受けることを誓約いたします。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により許可を受けた申請内容に変更が生じる場合は、速やかに同法第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可後、建築物の建築工事に着手することを誓約いたします。